

紀要編集規程

- 1) 学校臨床心理学およびこれに近接する諸学問領域の発展に寄与するため、北海道教育大学大学院教育学研究科学校臨床心理専攻で研究紀要を発行する。
- 2) 本紀要是原則として年1回の発行とする。
- 3) 本専攻内に紀要編集委員会を組織する。原稿の掲載の可否は、編集委員会の審議を経て決定する。
- 4) 掲載予定の論文について、編集委員会は、執筆者との協議の上、内容の変更を求めることがある。
- 5) 本紀要に投稿された論文の原稿は、原則として返却しない。
- 6) 執筆者による校正は、再校正までとする。
- 7) 研究論文の執筆様式は、臨床心理学、教育学、教育心理学、障害児教育学等、各専門分野の学術論文の形式に準じる。
- 8) 論文の投稿においては、論文の内容ならびに研究手続き、公表の仕方において、人権を尊重し人々の福祉に十分な配慮をする必要から、次の要件のうち1つ以上を満たし、その旨を論文中に記載する。
 - ① 本学の研究倫理審査委員会の承認を得ること
 - ② 研究協力者・機関等からインフォームド・コンセントを得ること
 - ③ 事例や症例の提示に関して、匿名性の確保を徹底すること

なお、編集委員会が必要と判断した場合には、著者に対して配慮の具体的確認（同意書等の提出等）および文言の修正等の依頼がある。また、編集委員会が必要と判断した際には、本学の研究倫理審査に準ずる形で研究倫理審査を実施することがある。

紀要編集委員会規程

- 1) 編集委員会は、北海道教育大学大学院教育学研究科学校臨床心理専攻の専任教員から選出され組織される。
- 2) 編集委員会は、臨床心理学、教育学、教育心理学、障害児教育学の各領域の専門性と、ベースキャンパスと各サテライトとの地域的バランスとを総合的に考慮し、5名で構成される。
- 3) 編集委員は、原則として各年度始めの全学専任教員会議で選出され、任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 4) 編集委員長および編集幹事は、編集委員から互選される。
- 5) 編集事務局は、当分のあいだ学校臨床心理学講座内に置く。

執筆要領

- 1) 投稿の資格は、以下の者が有する。
 - ① 本専攻の専任・兼任教員、非常勤講師・実地指導講師を含む兼任の教員
 - ② 本専攻に在学する院生、研究生、および本専攻の修了生
 - ③ 専任・兼任教員であった者
 - ④ そのほか、編集委員会が認めた者
- 2) 第一執筆者（first author）になることができる者は、原則的に1) の①から③に相当する者である。それ以外の者については、編集委員会の承認を得なければならない。

- 3) 本専攻に在学する院生と研究生の投稿に際しては、本専攻の専任・兼任教員からの推薦と指導を受けることとし、その論文への関与の程度に応じた形で、論文内にその教員名を明らかにする。
- 4) 本紀要は、研究論文、翻訳、書評、図書・資料紹介、その他、学校臨床心理学およびこれに近接する諸学問領域の研究動向等に関連する記事等を掲載する。なお、翻訳については著作権に配慮して、編集委員会が必要と認める書類の提出を求めることがある。
- 5) 論文は、未発表のものに限る（ただし、口頭発表等を除く）。
- 6) 投稿論文は、原則として20,000字以内（図表・注釈・文献一覧等をすべて含む）とする。ただし、編集委員会が特に認めた場合は、その限りではない。
- 7) 投稿論文には、英文の要約（200 words程度）と邦文の要約（500字程度）を1部添付して提出する。ただし、研究論文以外の投稿論文については、英文の要約を省略することができる。
- 8) 投稿希望者は、当該年度の7月末日までに、編集委員会に投稿の意思を伝える。
- 9) 投稿原稿は、USBメモリ、CD-R等の記録メディアに、MS-WORDまたは一太郎（必要があれば画像ファイル）形式で記録したものと、それを出力した原稿1部を添えて、当該年度の9月末日までに提出する。
- 10) 執筆者には、論文の抜刷50部を贈呈する。それ以上の部数が必要な場合は、執筆者の自己負担とする。